

## 令和元年第10回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和元年10月7日(月) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
3. 出席委員 12(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
欠席	委員	11番	築別 修一
欠席	委員	12番	吉田 俊明

#### 4. 事務局

事務局長 鍛冶 孝広  
事務局 江本 昭二郎  
柴田 歩美

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第4 議案第3号 築上町農用地利用集積計画（所有権移転関係）について
- 第5 報告事項
- 第6 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。



## 令和元年第10回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） おはようございます。ただいまの出席委員数は、12名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第10回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

### 日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、1番：出口委員と2番：宮野委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

### 日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。  
議案第1号の1、申請人：[ ]さんの件について、奥本委員さんから説明をお願いします。

9番（奥本委員） この案件につきましては、上岩丸公民館より南に780m程行った所にある農地です。今回、所有者の[ ]在住の[ ]さんが[ ]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第1号の1について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の2、申請人：

さんの件について、横山委員さんから説明をお願いします。

5番（横山委員）

この案件につきましては、松丸集落センターより南西に500m及び南に420m程行った所にある農地です。今回、所有者の さんが さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

### 日程第3、議案第2号

議長（蛭崎会長）

日程第3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長）

事務局の朗読が終わりました。



議長（蛭崎会長） 議案第2号の1、申請人：[ ]さんの件について、築別委員が欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、広末ストアーの真向かいにある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定、集落接続により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[ ]さんに[ ][ ]在住の[ ]さんが土地を売買し、駐車場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第2号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第2号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。  
続きまして、議案第2号の2、申請人：[ ]さんの件について、奥本委員さんから説明をお願いします。

9番（奥本委員） この案件につきましては、町立葛城小学校より南西に609m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定、集落接続により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[ ]さんに[ ][ ]在住の[ ]さんが土地を売買し、家庭菜園にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第2号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第2号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。  
続きまして、議案第2号の3、申請人：[ ]さんの件について、椎葉委員さんから説明をお願いします。

8番（椎葉委員） この案件につきましては、JR築城駅より南東に324m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[ ]さんと[ ]在住の[ ]さんが土地を使用貸借し、一般住宅及び駐車場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第2号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第2号の3、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

#### 日程第4、議案第3号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第3号「築上町農用地利用集積計画（所有権移転関係）」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。



委員 過去の間管理機構を通した売買を教えてください。

事務局 過去5年の売買を次回の定例総会でお知らせします。

議長（蛭崎会長） 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

#### 日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第5、「報告事項」について事務局の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】  
農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件  
耕作者・管理者名義変更届 9件  
農地法施行規則第29条第1項届 0件  
農地改良行為届 1件

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和元年第10回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和元年10月 7日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

1番委員 (出口 貞味 委員) :

出口 貞味 

署名委員

2番委員 (宮野 葵 委員) :

宮野 葵 